

2 最重点・重点事業の事業計画

前記の運営方針及び「地域福祉活動計画Ⅳ」に基づき、本年度に実施を予定している重点項目、具体的な取り組み・事業の概要は次のとおりです。

重点項目1 孤独を防ぐために身近な地域でのつながり作りを支援します

(1) ほのぼのネット活動を軸とした見守り活動の強化

地域でサポートを必要としている人の発見・見守り・交流活動を、地域で暮らす住民自らが主体となって取り組む「ほのぼのネット活動」の推進を通じて、住民の手による「福祉のまちづくり」を展開します。

ほのぼのネット班は、民生児童委員、町会・自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、老人クラブ、市民活動団体など、本協議会が蓄積している様々な社会資源と連携しながら、市が推めている地域ケア推進事業との更なる協働を目指します。

個別支援の強化、情報共有のあり方、活動の財源の確保を検討するとともに、ネット員の養成を行い、班の活動を支援します。また、ほのぼのネット活動を多くの方々に理解してもらうため広報活動を強化します。

平成 23 年度も新しい活動を支援するため、『ほのぼのネットモデル事業助成』を実施するとともに、地域の見守りを強化する班には活動費の一部を増額します。

(2) 災害ボランティアセンター運営事業

市内で震度6弱以上の地震が起きた際に設置する「三鷹市災害ボランティアセンター」の設置・運営マニュアル（平成20年度作成）に基づく災害ボランティアセンターの周知及び立上げ訓練を行うとともに、センターの活動を支える「災害ボランティア」及び「スタッフボランティア」を養成します。

また、防災ネットワークづくりのため、行政・関係機関、災害ボランティア・スタッフボランティア、防災組織との連携を図るとともに、災害時要援護者の情報共有のあり方について検討します。

(3) 介護予防講座の充実

福祉会館（老人福祉センター）で「さわやかゆめ体操」など参加者が希望する様々な、また新たなメニューによる介護予防講座を定期的を開催するとともにその後の自主活動への移行に対する支援を行い、高齢者等の心身の健康保持を図ります。

(4) 同じ悩みを持つ方たちの出会いと居場所づくり

同じ悩みを持つ方たちが安心した生活ができ、課題解決に向けて自主的な活動が出来るよう居場所づくりや支援の方法を検討します。特にうつや自殺をテーマにした取り組みや、介護者談話室の充実、男性介護者のつどいの開催、成年後見人等の情報交換会、子育てサロンの開催などに取り組み、講座やサロンでの情報交換会などが終了した後も参加者が交流を続けることができるような支援方法を検討し取り組んでいきます。

重点項目2

ボランティア活動に参加する人を増やすために新たなボランティアメニューを開発します

(1) 企業と連携した活動展開

企業ボランティアを推進するために、市内および近隣企業との連携を強化します。

(2) 福祉教育プログラムの充実

子どものボランティア活動を推進するために、多様なプログラムを提供し、活動機会を増やします。

(3) 新しいニーズに応えるボランティア活動支援

市民の関心のある福祉課題を取り上げ、ボランティア講座や交流会を実施し、課題解決のためのボランティア活動を支援します。

重点項目3 安心して子育てが出来る環境づくりをめざします

(1) 地域の取り組みを活かした学童保育所を運営する取り組み

①社協事業との連携強化

社協の他の事業と連携する中で、地域住民と情報交換を行い、子どもに関わる安全な環境づくりに取り組みます。

②子育て関係機関との連携強化

三鷹市「次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、学校や子ども家庭支援センターなどと連携を強化していく中で、小1プロブレムや虐待問題などの解決を関係機関とともに図ります。

また、課題解決の必要に応じて学童保育所を中心に関係者、関係機関、団体とのネットワークを作り、課題の解決に取り組みます。

③安心して子育てができる地域づくり

上記の取り組みを進める中で、関係機関などの意見やネットワークを活かし、親の子育て不安や孤立の解消など安心して子育てができる地域づくりのため新たな事業展開を内部委員会において検討します。

そして、事業展開が可能な学童保育所をモデルケースとして取り組みを開始し、その取り組みの検証に基づき全所にひろげていきます。

(2) 子育てサロン活動の拡充と親支援活動

子育てサロンを地域に定着させるためモデル地区での開催を行うとともに、子育てサロンボランティアを育成し子育てサロン活動の充実を図ります。

また、子育てサロンに参加できない方を支援するボランティアを育成し、親支援活動を行います。

重点項目4 サポートが必要な人が安心して暮らせるために支援を行います

(1) 権利擁護センターを軸とした福祉サービス利用支援

より利用しやすいセンターを目指して、相談方法の改善・他機関との連携・担い手の確保などについて検討を行います。

①市からの委託を受け、成年後見制度推進機関として、制度の利用支援、拡充に努めます。

②東京都のあんしん生活創造事業の指定を受けて、成年後見を更に推進するための「運営委員会」及び「事例検討会」の充実、市民後見人の活用と後見監督、後見人のサポート、地域ネットワークの活用など実務的な事業の推進に取り組みます。

(2) 家族介護者支援事業の拡充

家族介護者に対して、介護者同士の交流、介護に対する知識の習得等を支援し、介護による孤立の防止、介護からの一時的な開放と心身のリフレッシュを図ることを目的として、介護者談話室（懇談会、勉強会）、介護者のつどい（1泊旅行）、介護者移動談話室（日帰り旅行）、談話室だより（機関紙）の発行などを実施します。

(3) 制度がないサービスの担い手を養成する取り組み

既存の制度やサービスがなく、日常生活で支援の要望が多いニーズを把握し、関係団体と連携した新たな支援体制を検討します。

今年度は、ファシリテーター養成講座終了者への活動支援や、ほのぼのネット活動の拡充について検討していきます。

(4) 地域ファシリテーターの活動支援

地域にある福祉課題を解決できるスキルを習得した修了者が企画した住民による新たな支え合い活動を支援します。

(5) 傾聴ボランティアの活動拡充

傾聴ボランティア養成講座により新たな担い手の養成をはかるとともに、家族介護者や子育て中の親など、新しい活動先、活動分野の開拓を目指します。

重点項目5 市民が必要とする社協をめざします

(1) 広報活動の強化

事業の状況に合わせて、発行日、部数、回数などを設定し、市民の方々への情報提供を行います。本年度も「社協だより」の全戸配布を年4回行うとともに、視覚障がい者が音声読み上げ装置で読めるよう音声コード（SPコード）を設置します。

(2) 会員を増やす取り組みの拡充

会員会費の増強運動に努力し、福祉・ボランティア活動を推進する基盤づくり

に努めます。

商工まつりやコミュニティまつりなど地域でのイベントにおいて、本協議会が会員組織であることをPRし、市民や企業に会員の加入促進を働きかけます。

また、本協議会の事業を安定的に実施していくために、会費の増強を図り自主財源の確保に努めます。

なお今後は、より市民の理解が得られやすい会員会費のあり方などについて、多様な視点で検討を行います。

(3) 計画を進めるための体制整備と職員のスキルアップ

①部会活動の充実

部会と一緒に活動計画の推進状況を確認して、事業と一緒に進めていく方法を検討します。

②体制整備と地域担当制の検討（企画会議）

計画を効果的、効率的に進めるための体制整備を行います。ついでには、他地区社協の実施方法や効果を参考に、地域担当制などについて検討します。

③第三者評価の導入検討

評価の活用方法や評価機関先などを検討します。

④職員のスキルアップ（総務係）

外部研修、内部研修を組み合わせ活用し、職員のスキルアップを図るとともに、職員どうしの情報共有、部会での意見交換・情報収集により、福祉制度や社会資源の情報を増やし、業務で活用できるようにします。

3 全事業の概要

(1) 法人運営事業の充実

本協議会定款の主旨を踏まえ、法人運営を充実させるため、役員会及び事務局体制などの充実、強化を図ります。

また、本協議会が活動する上での財源として、三鷹市の委託料、補助金、指定管理料等及び本協議会独自の収益事業（訪問介護事業、居宅介護支援事業、障がい者自立支援事業等）の拡充を図るとともに、会員会費増強キャンペーンや寄附金など自主財源確保のため、幅広い市民の協力を得て事業を実施いたします。

①役員会等の開催

- ・役員会など（理事会、評議員会等）の開催
- ・部会など（総務、児童福祉、地域福祉、在宅福祉、ボランティア活動推進協議会）の開催
- ・関係機関、団体などとの連絡調整
- ・役員合同研修実施
- ・第三者などで構成する推進評価委員会設置

②事務局運営の充実

- ・事務局体制再編成と事務事業見直し
- ・職員研修実施
- ・OA化による事務効率改善
- ・事務局調整会議の開催（定例企画会議及び定例職員会議）
- ・必要に応じ、職員プロジェクトチーム設置

③寄附金運営事業

一般寄附、一円硬貨募金を市民からご寄附していただき、本会が行う事業の財源に活用し地域福祉活動の充実に努めます。

ボランティア基金・福祉基金は、低金利下により基金の運用が厳しい状況にあります。基金運営事業の充実のため効果的・効率的な運営に努めます。

(2) 地域福祉事業

①高齢者福祉関係

高齢者誰もが、住み慣れた地域の中で、いきいきと安心して生活できるよう、関係機関、関係団体などの協力を得て、次の事業を実施します。

- ・77歳以上の市民を対象にした「敬老のつどい」を開催します。（市との共催で、2日間にわたり延べ4回開催）
- ・健康増進のため希望者に万歩計を頒布し、歩く運動を奨励するため記録表の確認と一定の記録達成者に記念品を贈呈します。
- ・老人福祉センターで、介護予防事業として「さわやかゆめ体操」を更に充実し、介護や寝たきり予防の啓発と、具体的取り組みとしての各種講座を開催します。

②心身障がい者(児)福祉関係

身体等の機能に障がいのある市民が、そのハンディキャップを克服し、地域において自立して生活できるよう、関係機関、関係団体等の協力を得て、次の事業を実施します。

- ・身体障がい者レクリエーション事業実施
- ・心身障がい者通所助成事業による助成金

③児童福祉関係

児童・ひとり親家庭の福祉向上を図るため、関係機関、関係団体などの協力を得て、次の事業を実施します。

- ・生活保護家庭入学児童・生徒祝品支給事業
(生活保護家庭の小・中学生に対する入進学用品などの援助)
- ・ひとり親家庭レクリエーション事業
- ・交通事故により保護者を亡くされた子ども等への援助事業
- ・「赤ちゃんと一緒に遊ばせよう」サロン事業
- ・「子育てサロン」の地域開催事業
- ・マタニティ・ヨガ教室開催事業
- ・赤十字奉仕団による一日里親事業

③献血推進関係

献血推進協議会を中心に、赤十字奉仕団、地域団体、事業所、町会・自治会などの協力を得て、赤十字血液センターとの連携により引き続き献血推進運動を実施します。

- ・市民などに対する献血協力要請、普及宣伝活動
- ・「みたか市民愛の献血デー」を設け、街頭における献血 PR と献血活動

④ほのぼのネット事業

住み慣れた家、住み慣れた地域で暮らしている高齢者、障がい者、児童及び日常生活でお困りの方々が、安心してより快適に暮らせるように、同じ地域に住む住民が「ほのぼのネット員」となって「班」をつくり、住みよいまちづくりを目指し、各班の独自性を活かした活動を行っていきます。

また、昨年度に引続きモデル事業の推進と参加者や活動計画に基づく活動費の助成を行います。

⑤更生援護等関係

準要保護世帯等の福祉向上を図るため、関係機関、関係団体などの協力を得て、次の事業を実施します。

- ・要援護者に対する応急援護（穀物などの支給事業）
- ・火災等罹災家庭に対する応急援護（寝具などの支給事業）
- ・原爆被爆者見舞品の支給
- ・社会を明るくする運動（社会復帰支援事業）への協力

⑥啓発・普及宣伝事業

- ・各種団体の参加と協力を得て、イベント・バザー・模擬店などを実施する「福祉バザー」を10月2日（日）に開催

- ・広報紙「社協だより」 年4回発行（全戸配布）（音声コード掲載）
- ・機関誌「ゆりかご」 年1回発行（会員への報告及び寄附など啓発用）
- ・本協議会ホームページによる情報提供と広報活動（原則月2回更新）
- ・事務局、福社会館、ボランティアセンター、福祉ボランティアコーナーなどにおける資料配布、情報提供等
- ・各種行事、イベントなどの開催時における資料配布、情報提供等

⑦組織強化事業

本協議会の会員及び会費の取組みについて市民への周知に努めます。また「社協だより」を全戸配布することや機関誌「ゆりかご」による市民アンケートを通して、地域社会の中での本協議会の役割や機能について、また市民の参加と協働によって支えられている本協議会の活動について理解を深めていただくとともに、参加を求めます。

⑧地域福祉人材養成事業（コーディネーター養成事業）

地域福祉活動の担い手を育成するため、近隣の社会福祉協議会及びルーテル学院大学との共催により福祉人材養成講座を開催します。また、講座修了者には懇談会を開催するなど、その後の活動につながるようにフォローアップに努めます

（3）在宅福祉事業

高齢者等の介護に当たる家族や家庭を援助するため、市からの補助事業を含め、関係機関、関係団体などの協力を得て、次の事業を実施します。

- ①車椅子貸出し事業
- ②高齢者デイホーム事業への助成

（4）ボランティア事業

- ①ボランティア活動推進協議会の運営
- ②関係団体などとの共催、協働による「みたか福祉施設自主製品フェスタ」などの行事や事業を通じて、より多くの市民が自主的に福祉やボランティアについて考える機会を提供します。
- ③新たな福祉人材発掘とボランティア養成のため、各種のボランティア講座・講習会、体験学習等、市民のニーズに基づき開設します。
- ④ボランティアを必要としている施設などにボランティアの派遣を行います。
- ⑤概ね65歳以上の一人暮らしの方を対象にボランティアが毎週電話をかけ孤立感の緩和や安否確認を行っています。
- ⑥ボランティアに関する調査
- ⑦ボランティア保険の取扱事務
- ⑧市民への福祉啓発活動の一環として、社会福祉のあり方などを考える機会を提供し、福祉・ボランティア活動の関心を高めるために福祉映画会を開催します。
- ⑨災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施に向け、スタッフボランティアの学習、ロールプレイなどの実践を実施。

⑩市民相互交流のためのスペースとして、三鷹市ボランティア連絡協議会及び加盟のボランティアグループと協働で「C-C a f e」（食と喫茶の交流スペース）を運営するプロジェクトをサポートします。

(5) 放課後児童健全育成事業

三鷹市が指定する指定管理者の指定管理事業として、本協議会が進める地域づくりの事業と関連付けながら市内19ヶ所（四小・6小A B学童・南浦小A B除く）の学童保育所を運営します。

(6) 助成事業等助成関係

市内の社会福祉団体等の活動助成、福祉施設などの運営助成のため、次の事業を実施します。

- ①ひとり親家庭福祉団体への活動助成
- ②障がい者福祉団体等への活動助成
- ③社会福祉団体等への活動助成
- ④馬主社会福祉財団からの団体助成
- ⑤児童福祉団体等への活動助成
- ⑥老人福祉団体等（老人クラブ等）への活動助成
- ⑦ボランティア団体等への活動助成
- ⑧各種福祉施設の運営助成

(7) 各種福祉資金の貸付関係

低所得等生活困窮世帯及び生活保護世帯の生活援助、更生援護のため、民生・児童委員及び関係機関、関係団体等との連携と協働により、次の貸付事業を実施します。

- ①生活福祉資金の貸付事業（国（厚生労働省所管）の制度）
 - ・福祉資金貸付事務（東京都社会福祉協議会から受託）
 - ・教育支援資金貸付事務（ 〃 ）
 - ・緊急小口資金 （ 〃 ）
 - ・総合支援資金貸付事務（ 〃 ）
 - ・不動産担保型生活資金貸付事務（ 〃 ）
 - ・緊急小口資金（特例貸付）（ 〃 ）
 - ・臨時特例つなぎ資金（東京都社会福祉協議会から受託）
- ②社会福祉協議会の貸付事業
 - ・応急援護資金の貸付・償還事務
 - ・社会福祉事業資金の貸付・償還事務
- ③その他の貸付等関連事業
 - ・低所得者・離職者対策事業（三鷹市から受託）

(8) 障がい者自立支援事業

障害者自立支援法に基づく地域支援事業を実施する事業所として指定事業者の指定を受け、法律で定める障がい者・児（身体・知的・精神）の福祉向上を目指して、障がい者の居宅生活を支援するため、次の事業を行います。

- ①身体障がい者居宅介護、移動支援事業（ホームヘルプ、ガイドヘルプサービス）
- ②知的障がい者（児）居宅介護移動支援事業（ホームヘルプ、ガイドヘルプサービス）
- ③精神障がい者居宅介護、移動支援事業（ホームヘルプ、ガイドヘルプサービス）
- ④視覚障がい者読み書き支援事業

視覚障がい者が、日常生活において必要とする情報を得るための文書を読み書きする際に支援員の派遣を行います。

(9) 介護保険法に基づく事業

介護保険法に基づく事業を実施する事業所として指定を受け、次の事業を行います。

- ①居宅介護支援事業
- ②訪問介護事業

(10) 公益事業

三鷹市の受託事業として、次の各種公益事業を実施します。

①福祉会館管理運営事業

三鷹市が指定する指定管理事業者として、福祉会館を管理運営（貸し会場（会議室）の管理、老人福祉センターの運営）します。

②老人クラブ等助成事業

老人クラブ（市内34クラブ）への行事活動費助成事業を実施します。

③老人レジャー農園運営事業

市内6箇所（535区画）の農園を管理運営します。

④家族介護者交流事業

- ・「介護者談話室」、「家庭介護教室」の開催
- ・「介護者のつどい」、「介護者移動談話室」の実施

⑤権利擁護センターみたか

- ・福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

高齢者や障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるよう福祉サービス利用手続きのお手伝いや財産の保管、金銭管理などのサービスを提供します。

- ・専門相談

福祉サービスに関するトラブルを始め、遺言・相続、消費トラブル、成年後見制度利用など一般法律相談を含めて実施します。

- ・成年後見人制度等利用支援相談

成年後見制度とは、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人

間としての尊厳が損なわれたりすることがないように法律面や生活面で支援する制度です。

この制度についての詳しい説明や具体的な利用方法等に関して司法書士による相談を実施しています。

- ・成年後見人制度推進機関としての取組

成年後見制度の活用が促進されるよう、成年後見制度の推進機関を設置し、三鷹市等関係機関との連携を行います。

- ・市民後見人の活用と後見監督

東京都の社会貢献型後見人養成講習を受講し、かつ三鷹市の独自研修を終了した者について「三鷹市民後見人」として養成します。

また、市民後見人が選任された際には、権利擁護センターみたかが後見監督人として監督業務を行います。

- ・後見人のサポート

三鷹市内で成年後見制度を活用し後見人として業務を行っている方を対象に、後見人サポート体制を強化して行きます。

また、成年後見制度利用を考えている方へのサポートとして、各種啓発講座等を開催します。

- ・地域ネットワークの活用

市民後見人の活用を進める上でも、既存の会議や研修などを有効に活用し成年後見制度の周知を進めます。

また、選任された市民後見人の活動を通して、多くの関係機関と連携し、協力と協働を図ります。

⑥ 傾聴ボランティア養成事業

高齢者や障がい者などの孤立や日頃の不安、悩みについて、話を聴く技法、技能を習得した傾聴ボランティアの派遣や、フォローアップの講習会、スキルアップの講演会などを開催します。

また、市内施設などで経験したボランティアには、在宅での活動先を紹介していきます。

⑦ 高齢者等居住継続支援事業

高齢者が地域で安心して安定した地域生活を送れるよう、傾聴ボランティアなどの協力を得て見守り活動を行うとともに孤独の解消や安全の確認など、入居者及び居住者への支援を行います。

⑧ ガイドヘルパー等養成研修事業

ガイドヘルパーの養成講座を開催し、担い手を育成します。また、精神障がい者ホームヘルパーのフォローアップ研修を開催します。

⑨ 住宅手当緊急措置事業

離職し就労する意欲と能力がある方のうち、既に住宅を喪失したかもしくは喪失する恐れのある方を対象に、期間を定めて家賃額を支給することで住宅と就労の機会確保のための支援を行います。

(12) 「歳末たすけあい運動」関係等

あたたかい善意である募金を、三鷹市募金委員会と連携して広く市民、団体などに“歳末たすけあい”の募金活動として呼びかけ、集まった募金は在宅福祉サービス及び地域福祉事業等、市民の福祉向上のために役立っています。

なお、配分については、新しい視点に立って、地域活動への配分に重点を置く方向で、配分委員会に諮ります。

(13) 財源調整に関わる特記事項

運営方針に基づき事業計画を立て、平成23年度収入支出予算の見積もりを行ったところ、2,141,000円の財源不足を生ずることとなりました。このため、事務の効率化や予算執行に当たりさらに留意し、財源不足の解消に努めながらも、この補填財源としては、福祉基金積立金の一部を取り崩して充当することとします。

社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会
会 長 吉 野 壽 夫